

# 2年生以上の全区立学校で実施 品川区学力定着度調査



品川区では、全区立学校の2年生から9年生を対象に毎年4月に、品川区学力定着度調査を実施しています。

本調査は、各学校が品川区立学校教育要領に示された教科の目標や内容の習得状況を把握し、自校の課題や解決策を明確にするともに、調査結果を経年で把握することで、児童・生徒一人一人の学力の向上を図ることを目的としています。

調査は、2・3年生は国語・算数、4～6年生は国語・算数・社会・理科、7～9年生は国語・数学・社会・理科・英語の学力調査と、全学年で生活習慣や学習環境に関する質問紙調査を行います。

調査結果の活用としては、各学校は1学期末までに個人票を返却して、教科ごとの観点・領

域別正答率および分析結果をもとに、今後の学習の進め方等を児童・生徒と家庭と共有します。

また、正答率度数分布や解答類型をもとに、校内で分析するとともに、校区教育協働委員会においても協議を行い、『品川区学力定着度調査』の結果から明らかになった課題と学力向上に向けた取組』を作成して、学校のホームページで公表します。

教育委員会では、区全体の傾向を分析し、成果や課題を結果資料としてまとめ、各校に提示し、指導・助言を行っています。

今年度から、正答数の上位層（A層）から下位層（D層）までの25%刻みで4層に分類する四分位による分析方法を提示したり、全国学力・学習状況調査や東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査における類似

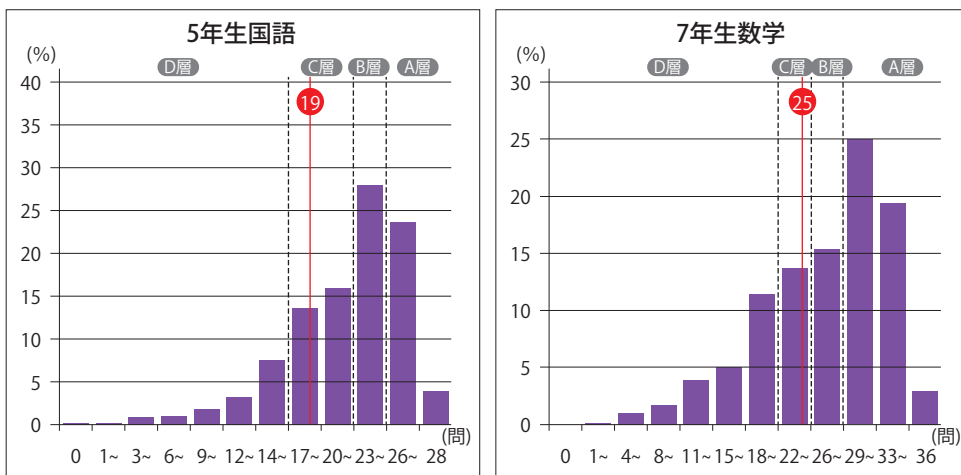
設問による経年比較を提示したりすることで、各校では分析結果から課題解決のための対策を立てたり、指導方法の工夫改善を図ったりしています。

今後も本調査を通して、児童・生徒の学力の定着に努めてまいります。



## 平成31年度（令和元年度）品川区学力定着度調査結果（一部）

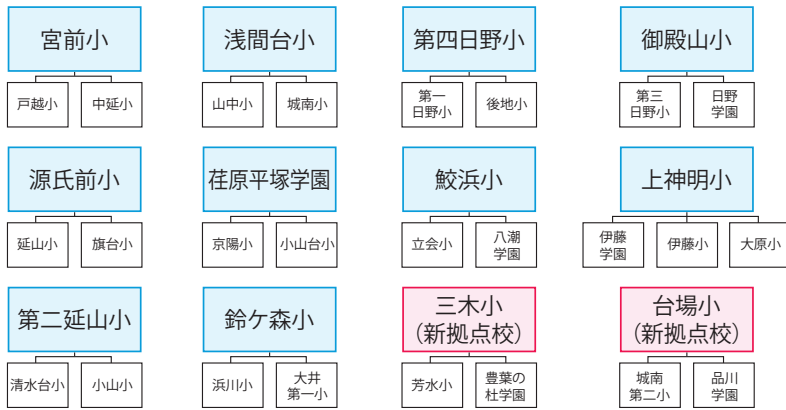
5年生国語、7年生数学における正答数分布グラフ（横軸：正答数、縦軸：割合）



品川区の正答数分布を上位層（A層）から下位層（D層）までの25%刻みで4層に分類。赤線はその教科の目標値（※）を示す。

※教科の目標値：学習指導要領に示された内容について標準的な時間をかけて学んだ場合、児童・生徒が正答できることを期待した問題数

■:拠点校 ■:新規拠点校 □:巡回校



【訪問指導拠点校と巡回校】

令和2年4月から小学校・義務教育学校前期課程の特別支援教室拠点校を左図のとおり2校(三木小学校・台場小学校)増設して、巡回校を見直し更なる指導の充実を図ります。

特別支援教室拠点校を増設!!

城南小学校・幼稚園

新校舎・園舎が完成しました

城南小学校・幼稚園は、幼小一体型施設として、平成29年12月に改築工事に着手し、約27ヶ月の工事期間を経て、令和2年2月に校舎・園舎が竣工しました。新校舎・園舎は、延べ面積約9,000㎡、鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)の地上4階、地下2階建て。普通教室18室、特別支援教室1室、特別教室などを備え、地下に屋内運動場を、屋上にプールを配置しており、1階の旧東海側が幼稚園となっています。学校はエコスクールとして文部科学省の認定を受け、太陽光発電や太陽熱給湯等を設け環境学習に活用します。



引続き既存校舎の解体や校庭等の整備を行い、令和3年1月に全ての工事を完了する予定です。

文庫の森の旧三井文庫第一書庫、国登録文化財へ

文庫の森(豊町2丁目)にある旧三井文庫第二書庫が国の登録文化財になることとなりました。

この建物は、三井の江戸時代以来の営業記録などを保管整理する組織である三井文庫の二棟目の書庫として大正11年に完成しました。広い空間を得るため、柱ではなく壁で建物を支える「壁式鉄筋コンクリート造」という構造で造られ、現在残っている中では、わが国最古級となります。また入念な防火対策も特徴となっています。

戦後三井の手を離れ、昭和26年設立された文部省史料館(のちに改組し国立国文学研究資料館)がこの地に置かれました。同館が平成20年立川市に移転すると、品川区は防災機能を持つた公園とするため跡地を買収し、第二書庫はその文化的価値を重視し修理の上保存することとしました。修理は平成24年に終わり、周辺整備も完了した



関東大震災後の防火対策で、窓が半分ふさがれています

平成25年3月に公園は開園し、公募の結果、三井文庫として第二書庫にちなんで「文庫の森」と名付けられました。斬新な構造と防火対策が評価されて登録文化財に選ばれたのですが、職人の卓越した技も見逃せません。たとえば、一見タイル張りに見える外壁は、モルタルをタイル風に塗り、間を覆輪目地(りんめじ)という、東京駅でも使われている高度な技法で仕上げたものです。

※国の登録文化財制度は、文化的価値のある建造物などを保存活用しようという仕組みで、指定文化財に比べ、修理等の手続きや制限が緩やかになっています。

